

公益財団法人どうぶつ基金と協働して、さくらねこ無料不妊手術事業を実施しています。

ページID：3059

公益財団法人どうぶつ基金

公益財団法人どうぶつ基金は、動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設に寄与することを目的として活動する団体です。

さくらねこ無料不妊手術事業

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や殺処分の減少に寄与する活動です。

守口市では、令和3年10月から公益財団法人どうぶつ基金が手術費等を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、同年11月1日から公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」で発行している「さくらねこTNRチケット（以下「チケット」という。）」の交付窓口となり、TNR活動を行う市民を対象にチケットを交付しています。

さくらねことは

不妊去勢手術済みのしるしに、耳先をさくらの花びらのようにV字カットした猫のことです。カットすることで目印となり手術済みであることがわかるので、再捕獲を防ぐことができます。

チケットの申請について

市役所6階北エリア環境対策課窓口

(注意)チケット希望月の前々月末までにチケットの申請が必要です。

例：6分チケット希望の場合は、4月末（最終開庁日）までにチケットを申請してください。

チケットの申請対象者

- 守口市の住民基本台帳に登録されていること
- 守口市内に生息する所有者不明猫であること
- 所有者不明猫であっても以下の猫はチケット申請の対象外となります。
 1. 里親を前提とした所有者不明猫
 2. 飼い猫にする予定の所有者不明猫
 3. その他チケットの利用が適当と認められない所有者不明猫

注意

- チケットの交付枚数は、申請枚数と異なる場合があります。
- 手術を行う動物病院は、どうぶつ基金と協働している協力動物病院のみとなります。
- 動物病院までの運搬等をご自身で行っていただきます。

(注意)運搬を行う病院もありますが利用者が運搬費用を負担することになります。
- 守口市猫不妊・去勢手術費補助事業と併用することはできません。
- 不妊去勢手術及びTNR活動に関して生じた事故等については、市は一切責任を負いません。

関連リンク

[さくらねこTNRとは\(TNR先行型地域猫\)](#)

この記事に関するお問い合わせ先

守口市役所環境下水道部環境対策課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2-5-5

守口市役所6階北エリア

電話番号

06-6992-1508(公害担当)

06-6992-1511(美化・衛生担当)

[環境対策課へのメールによるお問い合わせはこちらから](#)